

聖籠町指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

聖籠町長 西 脇 道 夫

聖籠町公営企業管理規程第1号

聖籠町指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

聖籠町指定給水装置工事事業者規程（平成10年聖籠町水道管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「オ」を「カ」に改める。

第5条第3号ア中「禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの」を「精神の機能の障害により給水装置工事事業者を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改め、同号オ中「エ」を「オ」に改め、同号オを同号カとし、同号中イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条第2項中「指定工事事業者は、」の次に「第6条の2第1項の規定により指定の効力を失ったとき、」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（指定の更新）

第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第4条、第5条及び前条第1項の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、前条第1項の指定工事業者証の交付については、町長は、指定工事業者から従前の指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。

第7条第1項中「あったときは」を「あったとき」に改め、同条第2項第2号中「オ」を「カ」に、「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第3項中「したときは、」を「したときにあつては」に改め、「また」を削る。

第9条中「第1項」を削る。

第10条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第6条の2第1項の規定により指定工事業者の指定を更新したとき。

第11条第1項第3号及び第13条第5号中「第4条」を「第6条」に改める。

第16条中「第1号」の次に「の規定」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。